

平成28年3月29日

大潟村との「子育て支援ならびに定住促進に関する地方創生連携協定」締結 ～定住促進を支援する住宅ローン特別金利の取扱開始～

大潟村（村長 高橋浩人）および株式会社秋田銀行（頭取 湊屋隆夫）は、このたび村の定住促進と地方創生の推進に向けて、「子育て支援ならびに定住促進に関する地方創生連携協定」を締結いたしました。

本協定では、従来の多子世帯への住宅ローン支援策に加え、村が管理する大潟村中央3番地の分譲地について、定住促進の観点から当行が住宅ローン特別金利を適用し、村と連携して定住人口の確保を目指すものです。

具体的には、当行では平成28年3月30日（水）より、大潟村在住の皆さまからお申込みいただく住宅ローンについて、3人以上のお子さまを扶養し当行所定の条件を満たす方を対象に、住宅ローン「夢・応援プラン」^(注)の基準金利から0.20%～0.45%引下げした「子育て支援特別金利」を導入するほか、村が管理する大潟村中央3番地の分譲地向け住宅ローンについても、同様の特別金利を適用いたします。

また、村が進める地方創生の取組みにおいて、今後展開予定である加速化交付金事業における大潟村産農産物・加工品の輸出促進事業に際し、当行海外ビジネスサポート室による輸出ノウハウの提供をはじめ、農産物の首都圏等への販路拡大や大潟村ブランド確立に向けて当行東京ビジネスサポートセンター等を活用したサポートを行なってまいります。

今後、本協定にもとづき、当行と大潟村では、定住促進や村が進める先端産業としての農業モデルの構築、地方創生の実現等へ向けて連携・協力してまいります。

(注)「夢・応援プラン」とは

住宅ローンご利用者向けに、店頭金利から金利を引下げした特別金利プランです。

記

1 協定締結の目的

大潟村の子育て支援と定住促進による人口確保のために連携協力するほか、村が進める地方創生の実現と地域活性化に寄与することを目的とします。

2 連携協定の内容

- (1) 子育て世帯の住宅等の支援に関すること
- (2) 大潟村中央3番地の定住促進に関すること
- (3) 大潟村の農業振興に関すること
- (4) 大潟村の観光振興に関すること
- (5) 上記のほか、地方創生の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

3 「子育て支援特別金利」および「大潟村中央3番地の特別金利^(注)」の概要

(1) 概要

項目	条件
適用金利	固定3年 : 「夢・応援プラン」基準金利から年0.20%引下げ 固定5年、10年 : 「夢・応援プラン」基準金利から年0.45%引下げ
対象者条件	①「夢・応援プラン」の対象者条件を充足する方 ②お申込時点で扶養家族となっているお子様が3名以上いる方 ③大潟村住民の方 (ご融資実行後に大潟村に移住・転居する場合は申込時に他市町村住民でも可) ④大潟村内にある住宅新築・購入・増改築・借換資金 (注) 大潟村中央3番地分譲地の特別金利適用対象者条件は以下のとおり ①「夢・応援プラン」の対象者条件を充足する方 ②大潟村住民の方 (ご融資実行後に大潟村に移住・転居する場合は申込時に他市町村住民でも可) ③大潟村中央3番地分譲地の土地購入および住宅新築をされる方 (村の大潟村中央3番地分譲申込書の写しをご提出いただきます。)
対象商品	住宅ローン「フルサポート」(特約自動更新タイプ)
金利選択	新規実行時「固定金利」選択限定

【ご参考】平成28年3月および4月の適用金利(金利は毎月見直しいたします。)

固定特約期間	「子育て支援特別金利」	「夢・応援プラン」基準金利	引下げ幅
固定金利3年間	年0.65%	年0.85%	▲年0.20%
固定金利5年間	年0.75%	年1.20%	▲年0.45%
固定金利10年間	年1.10%	年1.55%	▲年0.45%

(2) 取扱店

全営業店(ネット支店を除く。)・全パーソナルプラザ

(3) 取扱開始日

平成28年3月30日(水)

(以上)